
申請手続手順に関する検討

1. 申請手続手順の検討概要

検討のポイント

電子申請では、申請者は複数の機関への申請を一括して行うことになるため、申請の手続手順が現在の申請の在り方とは変わることとなる。このため以下のポイントについて検討を行う必要がある。

申請の手続手順

一括して受け付けられた後、各関連機関ではどのように手続が行われるのか

決済の手続手順

申請者は税や手数料をいつどのように支払うのか

この資料では、新規検査登録業務、継続検査業務を例にとって検討を行った。

1. 申請手続手順の検討概要

検討の方向性

申請の手続手順

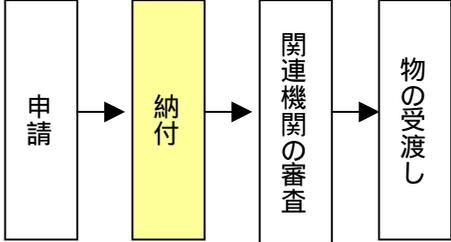
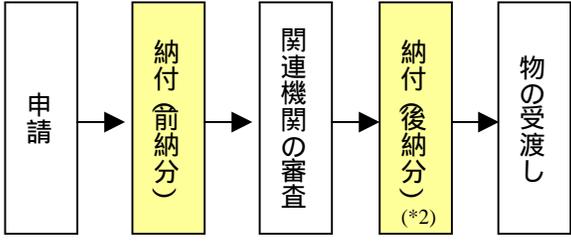
申請者から一括して行われた申請は、現在と同様の順序で各機関にて審査が行われる。

審査が終わったことを確認し次の機関への審査の依頼を行う処理は、システムにて自動的に行われる。

申請者は、OSSに対して照会を行うことで現在どこまで申請が進んでいるかを確認することができる。

決済の手続手順

決済のタイミングとしては、業務により以下の2つのパターンが考えられる。

決済回数	主な業務	決済手続手順イメージ
1回	継続検査(保安基準適合証あり) 移転登録(割賦完済) 変更登録(使用の本拠の位置を変更する場合)	
2回 (*1)	新車新規検査登録(型式車) 移転登録(売買) 変更登録(使用の本拠の位置を変更しない場合)	

(*1) 本人以外の納付も可能な仕組みを想定している。

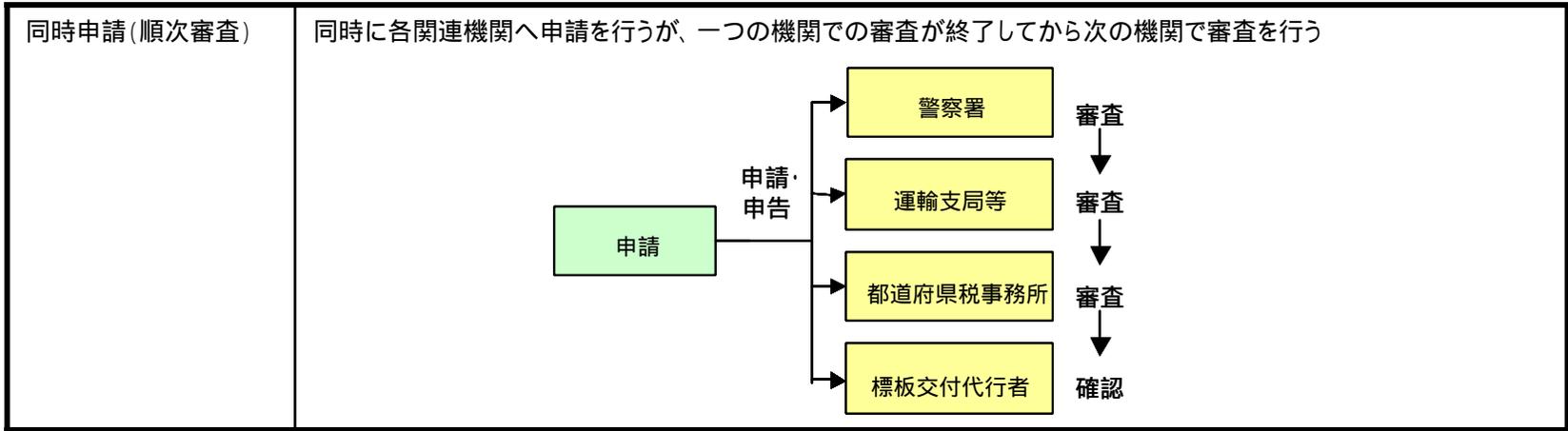
(*2) 審査後の支払が必要な場合には、納付請求額などの情報を申請者へ通知する機能を用意することを検討した。

新車新規検査登録、継続検査の業務ごとの個別検討を次ページ以下に示す。

2. 新車新規登録

申請の手続手順

出頭申請では、警察署 運輸支局等 県税事務所 標板交付代行者といった順序性をもって関連機関への申請が行われるが、電子申請では、審査においてはこの順序性を保ちつつ、同時申請を行うものとする。(同時申請・順次審査)



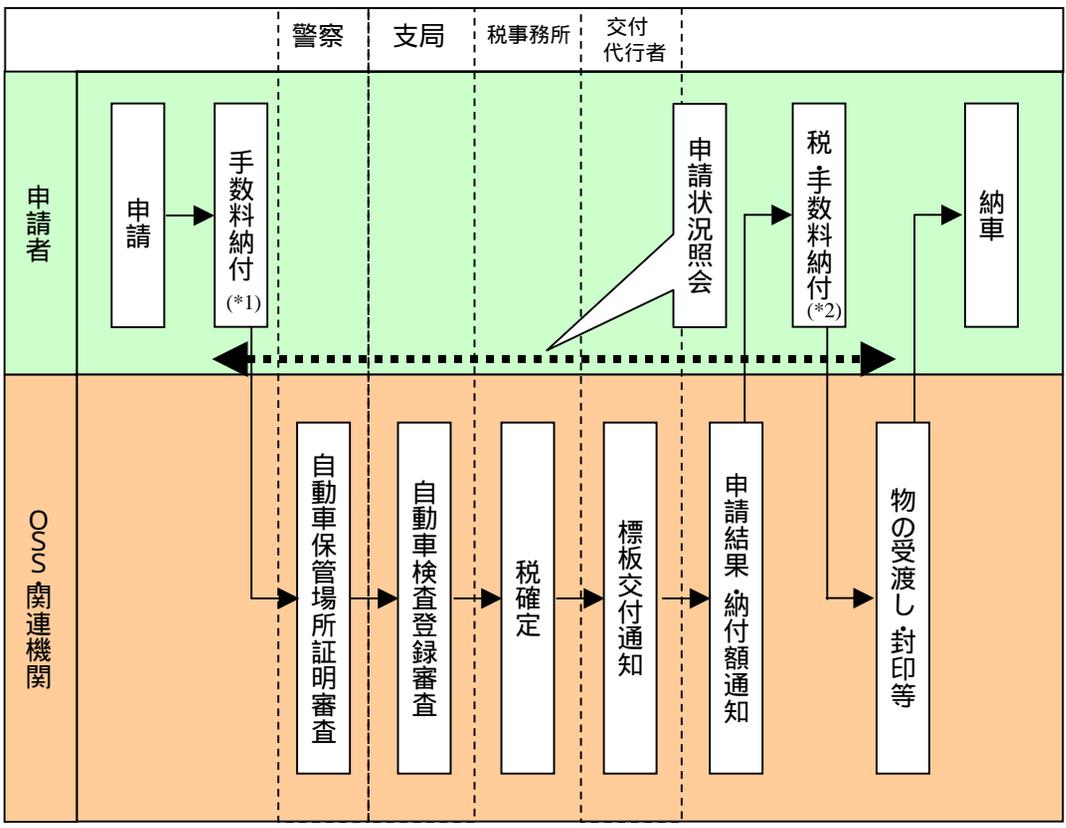
決済の手続手順

出頭申請では各機関への出頭時に個別に決済を行っているが、電子申請では「返納の回避」「納付の確実性」「申請者の負担軽減」などの観点から評価して、各機関への申請時に必要な手数料のみ審査の前に徴収、税及び物の交付手数料を全機関での審査終了後に徴収する方式(分納方式)を用いる。

方式	概要	特徴
分納方式	<p>各機関への申請時に必要な手数料のみ審査の前に徴収、税及び物の交付手数料を全機関での審査終了後に徴収する方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前半徴収の手数料は申請却下の場合であっても返納せず、再申請時に使用するため、返納は発生しない 物の管理が発生する

2. 新車新規登録

手続手順案



(*1)保管場所証明申請手数料、検査登録手数料

(*2)上記以外の税、手数料

納付代行を販売店等に依頼することで申請者の納付回数は1回となる

3. 継続検査

前提条件

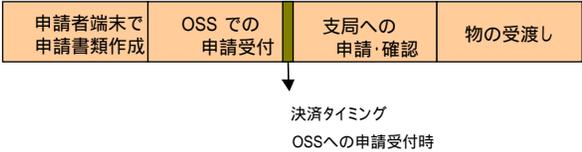
継続検査のうち以下の条件を満たすものを前提として検討を行った。

指定整備工場(いわゆる民間検査場)において、保安基準適合証が発行されていること(現車提示不要)

自動車税が支払われていることの確認を、オンラインで都道府県の税システムに接続し、リアルタイムに行うことができる仕組みが構築されていること

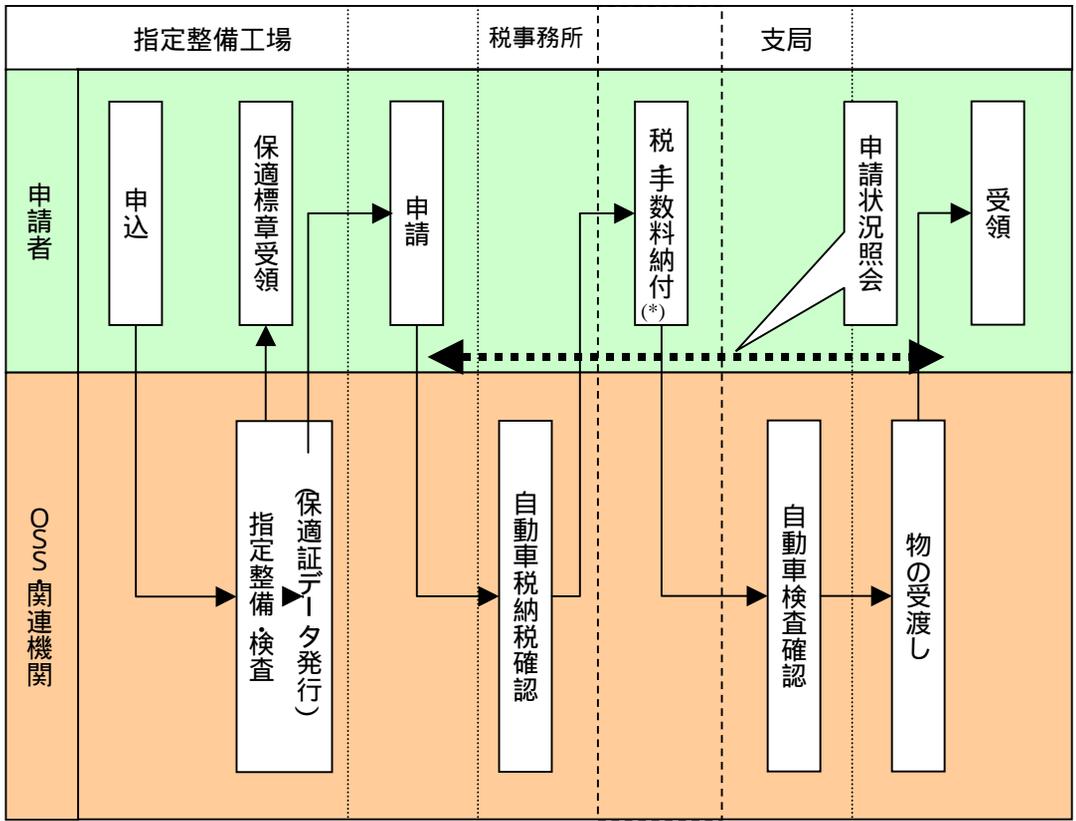
決済の手続手順

検査手順のみであり、税額は確定値である点などを考慮し、「返納の回避」「納付の確実性」「利便性」などの観点から評価して、税、手数料を支局への申請の前に一括徴収する方式(前納方式)を用いる。

方式案	概要	特徴
前納方式	<p>すべての税・手数料を支局への申請の前に一括徴収する方式</p>  <p>決済タイミング OSSへの申請受付時</p>	<ul style="list-style-type: none">・納付の確実性を確保出来る・手数料、税ともに申請の前に徴収出来る・税の返納が発生した場合について何らかの対応を検討していくべきであると考えられる

3. 継続検査

手続手順案



(*)検査手数料、自動車重量税